

前回(第9回)の検討会における主な意見

○—委員 ●—事務局

〔民秋委員から第2章、3章についての説明〕

- 「養護」「教育」「生活」などの概念規定と共通認識をしておきたい。
- 福祉や教育の領域(分野)においても『養護』の使われ方に統一性はない。参考資料にあるように必ずしも同一の概念規定ではない。「保育指針における捉え方」を考え、共通理解とすることが必要である。
- 「養護と教育」については保育所の社会的役割を明らかにするなどの歴史的経緯があり、特に幼稚園との関わりにおいて独自性を明示することが求められたと考えられる。
- 養護というものは生命の保持と情緒の安定を図るものだという現在の保育指針のとらえ方をそのまま採用し、五領域において見るところの活動や体験を支える「基礎的な事項」と捉える。
- 今日の家庭や子どもの状況を鑑みると、発達過程の後段V～Ⅷでも養護は不可欠な要素として位置付けられる。「生活」を「養護」とのかかわりで捉える必要が出てくる。
- 「生活」と「遊び」から成る上位概念として(広義の)「生活」があるが、生活と遊びは「ねらい」や「内容」ではなく子どもの活動として捉える。

〔「養護と教育の一体性」ということについて〕

- 保育園では養護と教育を一体化して考えていることをとても重視している。一つの内容の中に養護も教育も含まれている。これは養護、これは教育と分けられない一体的なものである。そのことを指針の中でどのように言語化したらよいのだろうか。
- 養護と教育は分析的な視点として、そのねらい、内容を区分して示すが、その保育の実態は一体化した中で行われるというのが今までのとらえ方であり、今後もそうであろう。今回の指針の総則(たたき台)にも、「保育所は、その目的を達成するために、保育士などの専門職員の集団が、家庭との緊密な連携の下に保育所における環境を通して、子どもに対してその発達や特性を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うことを特性としていること」とある。
- 保育の営みのなかでは、養護と教育は不分離なものであり、かかわりとしても区別できないのだということを指針のなかでもう少し表現してもよいのではないか。
- 総則において保育所の目的として「入所児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない」とある。「生活の場」で、養護及び教育を一体的に行うことが保育所の特性である。
- 極論を言うと、保育のねらいを養護と教育に分けていく必要があるのだろうかとも思える。保育所における保育の特性が、養護と教育が一体となって豊かな人間性を持った子どもを育成するところにあるとすると、現場で養護と教育の実践をそれぞれ明確化するのは大変難しいと思う。

- この「一体的」という言葉の持つイメージを考えると、表裏一体となってという、生活の場において分ち難く一つの活動の中に埋め込まれて行われるという意味合いが、もう少し明確に出される方がよい。
- 「たたき台」として示されたものを読むと、保育所保育指針に込められた精神や子どもの育ちや保育の中の重要なものが抜け落ちてしまっているのではないかと感じる。先輩たちがつくり上げてきた保育所保育の大切なものを残していきつつ、今の告示の形にふさわしいものを作り上げていくことだと思うが、やはり非常に重要な事柄は構成の中でできるだけ最初の方に盛り込んでいくべきである。
- 「たたき台」を拝見して現行の「保育所保育指針」にある非常にわかりやすい、具体的でやさしい言葉や子どもに対する温かな視線がなくなり、さびしい感じがする。発達過程区分における子どもの姿の描き方を現行指針に沿って考慮してほしい。
- 告示化されることについて、その書き方や文言の使用について制限があると思われる。むしろ解説で、しっかりとその精神は表現できたらいいのかと思う。
- 告示・法律というのはある程度精査して記述される。解説書を局長通知として生かしていけるといいのではないかと思う。
- 今回告示化される保育指針本体と、解説書の関係について、この二つで保育指針が構成されると理解してよいのか？ 解説書は局長通知となるのか？
- 現時点では答えは出ていない。今の「幼稚園教育要領」のように通知ではなくて告示があり、それを丁寧に解説するような冊子としてまとめるというのも一つのアイデアだと思っている。
- 今の「幼稚園教育要領」のような形で告示および解説書になると、解説書はやはり今の指針の、国としてのガイドラインという性格ではなくなり、基本的に守るべきであるという線が弱くなる。もしかしたら3段構えが必要なのではないか。つまり、告示では最低限の基本的なもの、そして今の「保育所保育指針」に示されているような、国が示すガイドラインとしての要素が強くなるもの、さらに、このようにするとより理解できるとか、こんな実践があるというような解説書というように。
- わかりやすさや一覧性、あるいは現場ではどのようなものが使い勝手がいいのかを考えると、あまりにも複雑な構造をとることについては、やはり抑制的にやる必要がある。告示においても最低基準として全てに規則性がある部分と大まかな原則を示して、その範囲内で裁量を広げて創意工夫をしていただくところとがある。告示においても、幅を持たせるような表現を技術的に盛り込むといった工夫をする余地はあるのではないか。

[第2章「子どもの発達」について]

- 子どもの発達というものを法律で決められない、告示のところに書くということは果たして良いことなのだろうか。
- そもそも発達の特性を示すこと自体が告示になじむかどうかという議論はある。しかし、子どもを6年間お預かりするのだから、やはりその6年間のプロセスを経て子どもがどのように発達していくのかという目安を示すこと、そして、そのことを基に第3章が成り立つということで、発達の道筋を示すことのそれなりの必要性はあるだろう。

- この指針の狙いは、やはりわかりやすさを追求していこう、一覧性を重んじていこうという意味が一方にあり、その上で、子ども自身がどのような発達の連続性ないし道筋を描いていくのかという理解の上で具体的な保育のねらいなり内容なりを展開していくという構成をとる方が、むしろ現場においての使い勝手や対応もしやすいのではないかと考えて、このような構成とした。
- 2章の構成について、「乳幼児期の発達の特性」と「発達の過程」の8区分という二つの大きな柱の構成になっていることについては基本的に合意する。
- 「2. 発達の過程」の前文でもう少し詳しい説明がある。発達の道筋や次の過程への橋渡しが大事なことなど、丁寧に書き込み、具体的な8区分の記述はシンプルにしてもよいのではないかと思う。
- 前文で、「保育所保育の展開を念頭に置いた場合」というような枕詞を付けたらどうか。
- 2歳児の記述に「排泄の自立」についての説明がほしい。発達の過程の中で重要なポイントであり、保護者にとっても必要な事項である。

【第3章「保育の内容」について】

- 前文に「総則」にある専門的知識と技術というくだりを入れた方がいいのではないかと。案として、5行目「安定した生活と充実した活動ができるようにするために保育士等が『専門的知識・技術をもって』行うべき事項」というようにしてはどうか。
- 専門性には「判断する力」が重要。専門家としての的確な判断業務という部分を明確にし、保育士の専門性を打ち出していく。
- 前文に「養護と教育」だけでなく「5領域が総合的に」、更に「遊びを通して」保育展開される旨を付け加えるべきである。
- 前文に「ねらい」のねらいともいえる「長期的見通し」などを盛り込むべき。
- 教育に関するねらいとして、「修了までに育つことが期待される…」とあるが、幼稚園教育要領では「(子どもが) 経験し、修了までに」と「経験」が加わったのでこちらでも加えたらどうか。
- 「就学前までに経験し、育つことが期待される…」という文面を前文にも記載する。
- 「健康・安全に関わる」ねらいと内容は「生命の保持に関する」ねらいと内容の方が適切なのではないかと。5領域の「健康」や第5章の「健康・安全」と紛らわしいこともあり、「生命の保持」に直した方がよい。
- 特に最近の非常に悲しいいろいろな社会状況等も見ると、「生命の保持」ということが当たり前のようであり、やはり非常に根幹を成すことではないかと思う。
- 「生命の保持」はすべての基盤ということで「保護」といった意味合いの言葉がよいのではないかと。
- 「午睡」を必要としない3歳以上児への配慮を盛り込んで欲しい。
- 午睡について、最低基準35条に記されていることもあり、現場では子どもの発達過程や個々の状態に応じた対応がなされていないことが多い。
- 5領域の「言葉」について、「文字」は(ひらがななどの狭義の意味合いではなく)「表出するものとして「記号」も含んでいるので、「文字や記号」という表記はおかしい。

- 食育における「文化」の視点をどこに盛り込んだらよいのか検討したい。
- 学教法において、幼稚園の目的として「適当な環境を通して」が通ったことは意義がある。保育指針にもこの文言を取り入れたらどうだろうか。
- 事務局の整理として、法律的には「保育者」という言葉はないこともあり、「保育士等」とすることを基本にし、「等」の中に保育士以外の専門職員を含むようにした。第5章などで看護師・栄養士の業務が出てくるところは看護師・栄養士の名称を出し、また場合によっては「職員間の連携」など「職員」とすることにした。
- 内容によっては「保育士等」ではなく、専門性の視点から「保育士」にした方がよい箇所もある。あるいは「保育所」とするのがよいところもあるだろう。
- 健康の内容②が「体を動かすとともに、進んで戸外で遊ぶ」は、二つの事項を一緒の項目にするのがよいのかどうか、もう一度検討していただきたい。
- 「保育の内容」のところで、「保育士等が適切に行うべき事項と、子どもが環境に関わって展開する具体的な活動」とあるが、「具体的な活動」と限定すると何か教え込む内容のようなイメージが強く、「経験することが望ましい」などという表現にしたらどうだろうか。
- かつての「保育所保育指針」が「望ましい主な活動」と活動が示されたことによって、ある一つの活動に向かってというような保育がなされ、そこが平成2年から「子どもが経験する」ことが大切という視点に変わったといういきさつがある。「活動」ということが入ることにより誤解が生じると思うので、検討をしていただきたい。
- 3歳以上児の配慮事項について、「けんかなど葛藤を経験しながら友達と一緒に行動することに喜びを見出し」とあるが、現行の「保育所保育指針」の趣旨からいうと、「けんかなど葛藤を経験しながら次第に相手の立場の理解が進み」という子どもが育っていくプロセスからいうと、そのような表現の方がよいのではないか。
- 配慮事項の最後、保育の連続性から「6歳児については」と規定しない方がよい。
- 「小学校への接続」より「小学校への円滑な移行」とした方がよい。
- 保育の内容が「保育のねらい及び内容」と「配慮事項」だけで成り立つことに疑問を感じる。「配慮事項」だけでなく、「技術」がない。スキルが必要なのではないか。「子どもの保育実施上の技術と配慮事項」としたらどうか。
- 「配慮事項」の中に「スキル」も含まれていると理解している。
- そもそも保育士養成に保育技術に関わるものがほとんどない。他の専門職と比べ保育技術がしっかり位置付けられていない現状がある。
- 「配慮事項」の中に保育技術を含んでいることを明記していきなり、説明するなりということが必要だろう。

[その他「総則」等について]

- 「総則」の「保育の原理」の「保育の目標」に6つ掲げられているその後に、「保育所は、上記の(6つの)目標を目指して、保育に関する専門的知識と技術をもって、乳幼児の発達過程に配慮した保育を行わなければならない」と入れたらどうか。このようにすると、全体の整合性が成り立つのではないか。

- 「養護と教育が一体」とは出ているが、五領域全てが一体化して暮らしと遊びの中で実現されるということが、もう少し書かれないと誤解を招くのではないだろうか。
- 「子どもの権利条約」を踏まえ、子どもの人権の視点をもう少し明確に表した方がよい。
- 現行の「保育所保育指針」は「子どもの権利条約」の批准という経過があり、子どもの最善の利益や人間の尊厳というものに配慮した内容となっている。そういう趣旨は、今度の「保育所保育指針」でも後退させたくない。
- そうした重要な事柄は解説でなく告示に盛り込むべきだろう。
- 仮に「保育所保育士指針」の内容の部分が英文化されて世界に紹介されたときに、子どもの権利条約の批准をしていることや権利宣言などが反映されていない、内向きの「保育所保育指針」とは言われたくない。
- 子どもの人権という視点からも「保育実施上の配慮事項」に「外国人の子どもの保育」を入れるべきではないか。あるいは総則に出すことを考慮してはどうか。
- 総則の「保育所の社会的責任」にもかなり人権尊重について出ていると思うが、保育の方法や保育の内容との関連性や重要性がわかるように明示することが必要なのではないか。
- 子どもの人権あるいは子どもの人格の尊厳ということへの配慮が、どのぐらいきちんと目配りのある文言になって示せるかということは、最終的に文章にしてまとめていく上での、我々委員に与えられている一つの視点かもしれない。
- 今後、全体を見直し、もう一度「総則」できちんと示しておかなければならないことや、その文言についても検討する必要がある。
- 「就学までに育つことが…」ということが「到達点」と理解されないよう、現行にある「現在を最もよく生き」という「今」、「現在」を大切にする視点を盛り込むべきである。
- 現「保育所保育指針」の「保育の目標」の前文、「子どもは豊かに伸びていく可能性をそのうちに秘めている。その子どもが、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことが保育の目標である」ということを現場ではとても大事にしている。ここを残せないだろうか。
- 保育士の専門性としての知識・技術・判断・倫理に加え、現行「保育所保育指針」では愛情・感性という項目が出ている。そのようなものもこれからのワーキングで必要なものとして議論をさせていただく場合もあると思う。
- 「就学前までに」ということを明記することになると思うが、実際には、小学校低学年まで視野に入れ、あるいは学童保育につながる大事な部分も含めて、学校教育における養護と教育の一体化という問題につながる点があると思う。
- 現行の「幼稚園教育要領」の改定作業とその結果に合わせて、保育指針の改定案の内容も変わるが、「保育所保育指針」の改定内容によって「幼稚園教育要領」が変わるということもあり得る。
- それぞれの改定作業の中で連動して、両面でお互いに考えていくものだと思う。
- 「児童福祉施設最低基準」第 35 条との関係で、第 35 条が今のままでは現実と合わないといったことを踏まえ、この検討会から提案をすることが重要ではないか。そういうことによって「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」がいろいろと相互にいい方向に向かって変わり合うということが大事だろう。

<p>第1章 総則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 趣旨 2. 保育所の役割・機能 3. 保育の原理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育の目標 (2) 保育の方法 (3) 保育の環境 4. 保育所の社会的責任 	<p>第5章 健康と安全</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの健康支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子どもの健康状態の把握 (2) 健康管理 (3) 疾病等への対応 2. 環境・衛生管理及び安全管理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 環境・衛生管理 (2) 事故防止・安全対策 3. 食育の推進 4. 健康・安全及び食育の実施体制
<p>第2章 子どもの発達</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 乳幼児期の発達の特性 2. 発達の過程 	<p>第6章 保護者に対する支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育所における保護者に対する支援の基本 2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援 3. 地域における子育て支援
<p>第3章 保育の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育のねらい及び内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 養護に関わるねらい及び内容 (2) 教育に関わるねらい及び内容 2. 保育実施上の配慮事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子どもの保育に関わる配慮事項 (2) 乳児保育に関わる配慮事項 (3) 3歳未満児に関わる配慮事項 (4) 3歳以上児に関わる配慮事項 	<p>第7章 職員の資質向上</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設長の役割 2. 職員の研修 3. 施設全体の質の向上
<p>第4章 保育の計画・評価</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育(課程)の編成 2. 指導計画の作成 3. 指導計画作成上の留意事項 4. 計画の評価と改善 	

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>第1章 総則 1. 趣旨</p>	<p>○この指針は、児童福祉施設最低基準第35条に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものであること</p> <p>○各保育所は、この指針において規定される遵守すべき事項及び保育の内容に関する基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じ創意工夫を図り、保育所の機能と質の向上に努めるべきであること</p>	<p>○指針改定の背景 (例)</p> <p>①子どもの生活環境や保護者の子育て環境の変化の中で、保育所に期待される役割や機能の深化・拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所に入所する子どもの保育とともに、その保護者の子育て支援、地域の子どもの育ちや保護者の子育てを支える機能 ・就学前の子どもの質の高い養護や教育の機能 等 (認定こども園の創設、幼保連携の流れにも言及) <p>②各保育所が適切にその役割や機能を発揮できるように、保育所が果たすべき役割・機能を再確認し、保育所の根幹である保育内容を高める観点から、保育内容の指針である保育所保育指針の見直し改善 等</p> <p>○改定の留意点 (例)</p> <p>①各保育所の保育内容の質を確保するため、告示化によって規範性を有する最低基準としての性格を明確化</p> <p>②保育の質の向上のための各保育所の創意工夫や取組を促すために、内容の大綱化を図る</p> <p>③保育内容に関する事項と保育内容に関連する運営に関する事項を整理する</p> <p>④保育現場での保育実践に日常的に活用され、子どもの育ちに対する保護者の理解が深まるように、指針の明解性を高めるための内容の見直し</p> <p>○大臣告示として規定する意義、指針の性格</p> <p>○規範性を有することの意義、保育所の創意工夫との関わり</p> <p>○保育の内容に関する事項、運営に関する事項の意味内容及び指針全体の構成内容</p> <p style="text-align: right;">等</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>2. 保育所の役割・機能</p>	<p>○保育所は児童福祉法第39条に基づき、保育に欠ける乳幼児（以下「子ども」という）の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならないこと</p> <p>○保育所は、その目的を達成するために、保育士などの専門職員の集団が、家庭との緊密な連携の下に保育所における環境を通して、子どもに対しその発達や特性を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うことを特性としていること</p> <p>○保育所は、子どもに対する機能とともに、その特性を活かし、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援、地域における子育て支援など保護者に対する機能を担っていること。</p> <p>○保育所における保育士は、保育所の役割、機能が適切に発揮されるように、児童福祉法第18条の4に基づき、倫理観に裏付けられた専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う業務を担うものであること</p>	<p>○子どもや保護者をめぐる社会的環境の変化と保育所の今日的役割と意義</p> <p>○「保育に欠ける」ことの意義と保育所の担う役割・機能との関わり （「保育を必要とする」子どもへの対応などに言及）</p> <p>○子どもにとっての機能、保護者にとっての機能の内容</p> <p>○保育所保育で大切にされるべき理念等 （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人一人が周囲から「主体」として受け止められ、情緒の安定と自己肯定感を基盤に、人との関わりや環境との関わりを通して生きる力の基礎を培うこと ・0歳から就学前まで、養護（生命の保持とと教育が一体的に発揮されること ・子どもの生活リズムを尊重するとともに、子どもの思いに保護者の意図を重ねた保育環境づくりが必要であること ・そのように用意された環境の基で、子どもたちは自ら人やものと能動的に関わることのできる状況を実現されなければならないこと ・保護者の代替ではなく、保育者と保護者が協同して子どもを育てる基本姿勢が重要であること 等 <p>○保育所の有する特性 （例）</p>
<p>3. 保育の原理 (1) 保育の目標</p>	<p>○保育所は子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活の大半を過ごす場であることから、保育所の保育は、子どもにとって適切な生活と発達を保障するため、次の目標を目指して行わなければならないこと</p> <p>①十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満ちし、生命の保持及び情緒の安定を図ること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育や子育ての専門性を有する職員集団 ・0歳から6歳までの就学前の子ども集団 ・様々な遊びや安定した生活ができる環境（保育室・屋外遊技場等） ・保護者同士の交流の機会 等

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
	<p>②健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと</p> <p>③人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、人権を大切にすることを育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと</p> <p>④自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培うこと</p> <p>⑤生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養うこと</p> <p>⑥様々な体験を通して、豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培うこと</p> <p>○保育所は入所児童の保護者の意向を受け止め、より良い親子関係の構築を目指して、保育所保育の特性や保育指導の技術を生かしてその援助にあたること</p>	<p>○①～⑥の意味内容</p> <p>○関連して保育所において大切にされるべき事項(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの命を守り育てる保育所 ・「養護」の重要性、「教育」の重要性 ・情緒の安定と自己肯定感を基礎に人と関わり合う力を醸成すること ・自己発揮と他者の受容 ・聴く力、話す力、伝え合う力を育て、その喜びを共に味わうこと ・乳幼児期の特性や保育所の文化の継承なども踏まえて、子どもの体験や保育内容を豊かなものにしていくこと 等 <p>○「保育指導」に関する説明 発達援助の技術／関係構築の技術／生活援助の技術／環境構成の技術／遊びを展開する技術 等</p>
(2) 保育の方法	<p>○保育の目標を達成するために、次の事項に留意し、保育を行わなければならないこと</p> <p>①一人一人の子どもの状況や家庭、地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること</p> <p>②子どもの生活のリズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境、自己を十分に発揮できる環境を用意するとともに、子どもの人権に十分配慮すること</p> <p>③子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程や発達課題に応じた保育を行うこと。</p> <p>④子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を育て、集団活動を効果あるものにするよう援助すること</p> <p>⑤子どもが自発的、意欲的に関わられるような環境の構成と子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にし、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように遊びを通して総合的に保育を行うこと</p>	<p>○①から⑤の意味内容</p> <p>○関連して保育所において大切にされるべき事項(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭での生活や保護者の意向、思いを受け止め、家庭と協力して子どもを育てること ・子どもが十分に自己主張したり、表現したりできるような環境や保育者の関わり的重要性、保育士の人間性、専門性の向上の重要性 ・保育環境の重要性、「環境を通して」の意味内容 ・個人差、性差、文化の違いなどへの留意 ・子ども集団や遊び仲間が形成しにくくなっていることへの対応 ・子どもにとっての遊びの重要性、「遊びを通して」の意味内容「総合的に」の意味内容 等

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
(3) 保育の環境	<p>⑥一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、様々な機会を捉え、その親子関係や家庭生活等に配慮し、適切に援助すること</p> <p>○保育の環境には、保育士や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、さらには自然や社会の事象などがある。こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならないこと</p> <p>○このため、子どもの活動が豊かに展開される保育所の設備や環境を整え、保育所の施設内での保健的環境や安全の確保などに努めなければならないこと。また、保育室は温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、いきいきと活動できる場となるように配慮すること</p> <p>○子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整え、人と関わる力を育てていくこと</p>	<p>○第6章との関連</p> <p>○今日の子育て環境、地域環境を踏まえた保育環境の重要性</p> <p>○環境（人的・物的・自然、事象等）の相互関係</p> <p>○保育所の施設、園庭、遊具、用具その他の教材、素材などの意味</p> <p>○施設の採光、換気、保温、清潔などの環境保健の向上の意義</p> <p>○子ども同士の相互作用や関わり合う力を育む環境の意義</p> <p>○保護者と対面したり、保護者もくつろげるような環境の配慮</p> <p style="text-align: right;">等</p>
4. 保育所の社会的責任	<p>○保育所は、法令に基づき、子どもの人権を尊重して保育の実施に当たるとともに、保護者や社会にその内容を適切に説明するよう努めなければならないこと</p> <p>○保育所は、入所する子ども等の個人情報を適切に扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならないこと</p>	<p>○人権尊重、説明責任、個人情報の取扱、保護者の苦情解決の意義及び内容</p> <p>○個人情報保護と豊かな保育活動、子育て支援との関わり</p> <p>○以下の事項を説明 保育所の社会的責任として、ここで掲げる事項の他に、保育所は総則の2「保育所の役割・機能」に規定しているように、「人と場・機関等をつなげる役割」「子育て支援の拠点としての役割」などがあり、こうした社会的責任を果たすために総則の1「趣旨」に規定しているよう常に保育所、職員の質の向上を図るべく努めなければならない。 →第7章との関わり</p>